

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B郡所在のC会社D鉱業所等において、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約5年間、採炭夫等として、粉じん作業に従事した。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）から、じん肺管理区分「管理3イ」、合併症「肺結核」との決定を受け、治療を開始し、平成〇年〇月で肺結核の治療は終了したが、その後も喀痰の症状が持続し、平成〇年〇月に合併症「続発性気管支炎」が追加され、治療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のE病院において死亡した。死亡診断書の直接死因欄の傷病名は「じん肺」であった。

なお、じん肺以外の被災者の病歴については、平成〇年〇月に脳出血を発症し同年〇月まで入院、平成〇年〇月に右大腿骨頸部骨折により入院、平成〇年〇月以降は、誤嚥性肺炎を起こし入退院を繰り返していた。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡の直接原因は「じん肺」であると主張しているので、以下、検討する。

(2) F医師は、死亡診断書において直接死因を「じん肺」と診断した根拠及びじん肺と死亡との因果関係について、要旨、「画像上は、じん肺に肺炎を合併したと思われる。」「じん肺による続発性気管支炎による喀痰の多量性が、肺のクリアランス不足をひきおこし、肺炎になったと考えている。」と述べている。

(3) 他方、G医師は、直接死因を「じん肺」とする妥当性について、要旨「最終的には肺炎による呼吸不全で死亡したが、その原因は、じん肺によるものではなく、じん肺とは関係がないと思われる誤嚥性肺炎であった。」「肺炎の原因はじん肺に関連したものよりも、脳出血による嚥下障害、半身麻痺などの後遺症、大腿骨頸部骨折などによる寝たきりの状態のために誤嚥を起こし易くなったこと、また、高齢、体力の低下などにより喀痰排出力が弱くなったことなどが関係していると思われる。」と述べている。

また、G医師は、じん肺の合併症である続発性気管支炎と死亡との因果関係について、要旨「平成〇年、じん肺認定後11年経って続発性気管支炎がじん肺の合併症として追加された。喀痰量は、じん肺認定時より10ml前後を示し

濃性痰であったが、経過中大きな変化はなかった。平成〇年、〇年の診断書によると喀痰量が30ml、50mlと多くなっているが、これらは肺炎の発症がみられた時期であり、続発性気管支炎の悪化によるものではない。したがって、じん肺の合併症である続発性気管支炎と死亡との因果関係はないものと考えられる。」と述べている。

(4) 当審査会としては、両医師の意見を含め、医証、関係資料を再度精査したところ、被災者は肺炎による呼吸不全で死亡したが、その肺炎の原因は、じん肺によるものではない旨のG医師の所見は妥当であり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。